

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ファイナンス・リース取引

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。ただし、リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

事業が社会福祉事業のみであるため作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

拠点区分の数が一であるため作成を省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人本部拠点（社会福祉事業）

ア．電話相談事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|-------|-------------|
| 定期預金 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 合 計 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| 勘定科目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-----------|-----------|---------|
| その他の固定資産 | | | |
| 器具及び備品 | 4,933,175 | 4,682,794 | 250,381 |
| 合 計 | 4,933,175 | 4,682,794 | 250,381 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| 勘定科目 | 債権額 | 徴収不能引当金の 残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|---------|----------------|----------|
| 未収金 | 129,193 | 0 | 129,193 |
| 未収補助金 | 453,000 | 0 | 453,000 |
| 合 計 | 582,193 | 0 | 582,193 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし